

随意契約理由書

件名	港島トンネル自家発電設備他年次点検整備
契約の相手方	株式会社 カワサキマシンシステムズ
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>本設備は、商用受電側停電非常時にも港島トンネルの防災設備、監視制御設備、照明設備など停電させることの出来ない設備の電源を確保するための重要な設備であり、製造メーカーが独自の技術により設計製作を行い、その構造・仕組み・操作方法をはじめ、機械装置・電気制御装置の各部品・システムも製造メーカーごとに異なるものとなっている。また、各部品の互換性もなく製造メーカーのノウハウがなければ設備・システムの保守点検は不可能である。</p> <p>上記業者は、当該発電機の製造および据付をした会社であり、保守点検のための技術的な教育を受け技術情報なども共有している。その構造・制御およびシステム全体について熟知しており、技術的な問題に対しても、安全に履行することが出来る唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	港湾局工務・防災部工務課 (Tel.078-303-1414)